

防災協定書

協定 1 根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との船舶消火に関する業務協定書（根室海上保安部、羅臼海上保安署、根室北部消防事務組合）

根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との
船舶消火に関する業務協定書

この協定は、領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（消火活動の担任区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は主として根室北部消防事務組合（以下「消防事務組合」という。）が担任し、根室海上保安部及び羅臼海上保安署（以下「海上保安部署」という。）はこれに協力するものとする。

- 1) ふ頭または岸壁にけい留された船舶及び上架中の船舶
- 2) 河川、湖沼における船舶
- 2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として海上保安部署が担任し、消防事務組合はこれに協力するものとする。

（海上保安部署の協力事項）

第2条 消防事務組合の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防事務組合から要請があった場合において、海上保安部署が協力する事項は、次のとおりとする。

- 1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒
- 2) 船舶火災のため、船舶または陸上施設へ延焼のおそれがある場合において、火災船舶または延焼のおそれがある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶のえい航
- 3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項
- 2 前項の消火活動のため派遣された海上保安部署の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ有効な消火活動を行うものとする。

（消防事務組合の協力事項）

第3条 海上保安部署の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安部署から要請があった場合において、消防事務組合が協力する事項は、次のとおりとする。

- 1) 消火活動に必要な場合における海上保安部署の指定する場所への消防車等の出動
- 2) 船舶または流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動
- 3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

- 2 前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安部署の上席職員と協議のうえ、有効な消火活動を実施するものとする。

(火災原因調査等の協力)

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分による船舶に対して行うものとする。

- 2 消防事務組合から前項の調査のための協力の要請があったときは、海上保安部署はこれに協力するものとする。
- 3 消防事務組合は第1項の調査の結果、放火または失火の犯罪があると認められる場合は、直ちに海上保安部署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火または失火による犯罪のおそれのない場合は、当該調査の内容を海上保安部署に通報するものとする。
- 4 海上保安部署から犯罪調査のための協力要請があった場合は、消防事務組合は、これに協力するものとする。
- 5 前項の場合のほか、海上保安部署から第1項の調査のための協力要請があったときは、消防事務組合は、これに協力するものとする。
- 6 海上保安部署は、第1項の調査の内容を消防事務組合に通報するものとする。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消化剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安部署または消防事務組合が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第7条 海上保安部署または消防事務組合が単独で船舶消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(大量流出油等事故対策)

第9条 大量の流出油事故に伴う火災の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部署及び消防事務組合は、各関係町の防災会議の防災計画に基づき、おむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- 1) 情報及び資料の交換
- 2) 消火活動要領の作成
- 3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及び実施の推進
- 4) 避難勧告、指示及び誘導

(要請、通報等)

第10条 本協定において、関係相互間の要請、通報及び情報の交換は、各関係町消防署とそれに対応する海上保安部署との間で行うものとする。

(協定の改定)

第11条 この協定を改定する理由が発生したときは、三者協議のうえ改定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和58年10月1日から実施する。
- 2 昭和44年1月1日締結の「羅臼海上保安署と羅臼町との船舶消火に関する業務協定」は廃止する。

昭和58年9月22日

根室海上保安部長
羅臼海上保安署長
根室北部消防事務組合組合長

協定2 北海道広域消防相互援助協定（72市町及び一部事務組合）

北海道広域消防相互援助協定 （平成3年3月19日締結）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災または地震等の災害で、他市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。
- 3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - 2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - 3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - 2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - 3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - 4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 陸上応援、消防隊、救助隊、救急隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- 2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、または発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

- 1) 陸上応援要請
 - ① 第1要請
当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請
 - ② 第2要請
当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
 - ③ 第3要請
当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
 - 2) 航空応援要請
航空隊の応援を必要とする応援要請
- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

- 第7条の1 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、応援側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。
- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援要請とみなすものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(応援隊の派遣)

第8条 前条の規定により派遣の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請については、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- 1) 応援隊員の出勤に係わる旅費及び諸手当
 - 2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - 3) 車両及び機械器具の修理費
 - 4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊の出勤に係わる旅費、及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
 - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は応援側の負担とする。

- 1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - 2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項または協議を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(委 任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議し定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

別 表

地 域	構 成 市 町 等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、登別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蕊町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北3町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防事務組合、釧路西部消防事務組合、根室北部消防事務組合

協定3 災害時の医療救護活動に関する協定書（根室市外三郡医師会）

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「甲ら」という。）と社団法人根室市外三郡医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、甲らの地域防災計画に基づき甲らが行う医療救護活動に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲らは、甲らの地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲らから要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲らに提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲らが避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は次のとおりとする。

- 1) 障がい者に対する応急処置及び医療
- 2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- 3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲らが指定するものを行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲らは、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円満に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲らが傷病者の収容医療機関を指定しようとするとき、これに協力するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、これを無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲らの要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲らが負担するものとする。

- 1) 護班の編成及び派遣に要する経費
- 2) 救護班が携行した医療品を使用した場合の経費
- 3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金
- 4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のためのもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、必要の都度、甲ら、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、1ヵ年間とする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、甲ら、乙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1ヵ年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、双方記名押印のうえ、甲ら各々1通、乙1通を保有する。

平成8年7月16日

甲ら	根室市長	大矢	快治
	別海町長	佐野	力三
	中標津町長	新出	實
	標津町長	小田桐	四郎
	羅臼町長	辻中	義一

乙	社団法人 根室市外三郡医師会
	会長 岡田 健二

協定4 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「甲ら」という。）と、社団法人根室市外三郡医師会（以下「乙」という。）の間に締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙が協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動後速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1様式）「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ甲らに報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し疾病にかかり、または死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに、甲らに報告するものとする。

（費用弁償の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が救護班ごとの費用を取りまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲らに請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、甲らに請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する額は、別表のとおりとする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等の実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助費については、北海道災害応急措置教務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第5条 甲らは、前2条の規定により請求を受けたいときは、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

第1号様式

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況			備考
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	

羅臼町地域防災計画【資料編】

第2号様式

医療救護班名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間

第4号様式

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までに
おける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故
(傷病・死亡)者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

様

印

別 紙

事故（傷病・死亡）者概要

氏 名				性 別	男・女	年 齡	歳
住 所							
職 種		勤務先		所属医療救護班名			
傷病名			程 度	重 症 ・ 中等度 ・ 軽 傷			
外来・入院（ 月 日）			診察（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時	年 月 日		(午前・午後)		時	分	
受傷（発病）場所							
死 亡 原 因							
死 亡 日 時	年 月 日		(午前・午後)		時	分	
死 亡 場 所							
受傷（発病）・死亡時の状況							

第5号様式

費用弁償請求書

平成 年 月 日

様

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金 額 _____

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求書 別紙のとおり)

第6号様式

扶 助 金 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

様

住 所
申請書
氏 名

災害時の医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規定による
扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

氏 名		男・女	年 月 日生
住 所		TEL	
職 種		勤務先	救護班名
傷 病 名		受傷（発病）	平成 年 月 日
死 因		死亡	平成 年 月 日
障がい級 別		療養開始年月日	
休業日数	年 月 日 から 年 月 日 まで	休業期間中における 業務上の収入の有無	
扶助金支給基礎額		北海道災害応急措置業務従事者の保証 に関する条例第3条第2項 号該当	
扶助金支給申請額			
備 考			

羅臼町地域防災計画【資料編】

- 注1 扶助金支給基礎額算出の証明額（事業主または市町長証明書のあるもの）を添付すること。ただし、療養費扶助金申請の場合は不要。
- 注2 療養費扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書、または請求書を添付すること。
- 注3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業所の証明書を添付すること。
- 注4 障がい扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障がい診断書を添付すること。
- 注5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 注6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 注7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

別 表

区 分	日 当	旅 費	時 間 外 勤 務 手 当
医 師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号） 別表第2に定める額		
看 護 師			
補 助 職 員	看護師の日当1 / 2（100円未満切捨）	一般職の道職員 の行政職給与表 による2級の職 務にある者の旅 費相当額	一般職の道職員の時 間外勤務手当支給 の例による額

協定5 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（釧路歯科医師会）

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期すため、根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「甲ら」という。）と社団法人釧路歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲らの地域防災計画に基づき甲らが行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲らは、甲らの地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲らから要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲らが避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- （4）検死・検案に際しての法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲らが指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲らは、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために、必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲らが傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲らの申請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、

甲らが負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は、死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を6通作成し、甲ら、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年3月18日

甲ら	根室市	
	根室市長	藤原 弘
	別海町	
	別海町長	佐野 力三
	中標津町	
	中標津町長	新出 實
	標津町	
	標津町長	小田切 四朗
	羅臼町	
	羅臼町長	辻中 義一
乙	社団法人釧路歯科医師会	
	会長	鈴木 喬雄

羅臼町地域防災計画【資料編】

別表

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
歯科医師	災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号) 別表第2に定める額		
歯科技工士 歯科衛生士	災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号) 別表2に定める保健婦、助産婦及び看護婦の職務にある者の相当額		
補助職員	歯科技工士・歯科衛生士の日当の1/2 (100円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職務にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

協定6 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細目

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則

平成14年3月18日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細則は、次のとおりとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 社団法人釧路歯科医師会（以下「乙」という。）が協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、各救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「甲ら」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく歯科医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲らに報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償等請求書」（第5号様式）により、甲らに請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲らに請求するものとする。

（費用弁償等の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払）

第5条 甲らは、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

別表

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
歯科医師	災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号) 別表第2に定める額		
歯科技工士 歯科衛生士	災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号) 別表2に定める保健婦、助産婦及び看護婦の職務にある者の相当額		
補助職員	歯科技工士・歯科衛生士の日当の1/2 (100円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職務にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

羅臼町地域防災計画【資料編】

第1号様式

歯科医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	歯科医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

羅臼町地域防災計画【資料編】

第4号様式

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害時の歯科医療

救護活動において、別紙のとおり事故 傷病 者が発生したので報告します。
死亡

平成 年 月 日

(あて先) 様

印

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙

傷 病
事 故 者 概 要
死 亡

氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤務先		救護班名	
傷病名		程 度	重 症 ・ 中 等 症 ・ 軽 傷		
外来・入院(月	日)	医療機関名		
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時					
死 亡 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)・ 死亡時の状況					

羅臼町地域防災計画【資料編】

第5号様式

費用弁償請求書

平成 年 月 日

(あて先)

様

住所

氏名

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 月から平成 年 月 日までにおける災害時の

歯科医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

羅臼町地域防災計画【資料編】

第6号様式

扶 助 金 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先) 様

住 所

氏 名

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規程による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷病名			受傷(発病)年月日		
	死亡原因			死亡年月日		
障害級別		療養開始年月日			治癒年月日	
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで		日間	休業期間中における業務上の収入の有無		
扶助金支給基礎額	北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第3条第2項第()号該当					
扶助費支給申請額						
備 考						

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主の証明又は市町村長の証明あるもの)を添付すること(療養扶助金申請の場合は不要)
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載あるもの)及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

協定7 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
(北海道、道内180市町村)

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道市町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村をいう。以下同じ。）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 上野 晃

北海道町村会

北海道町村会長 寺島 光一郎

羅臼町地域防災計画【資料編】

別表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

協定8 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資、当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
- (5) 施設の提供、借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 上野 晃

北海道町村会

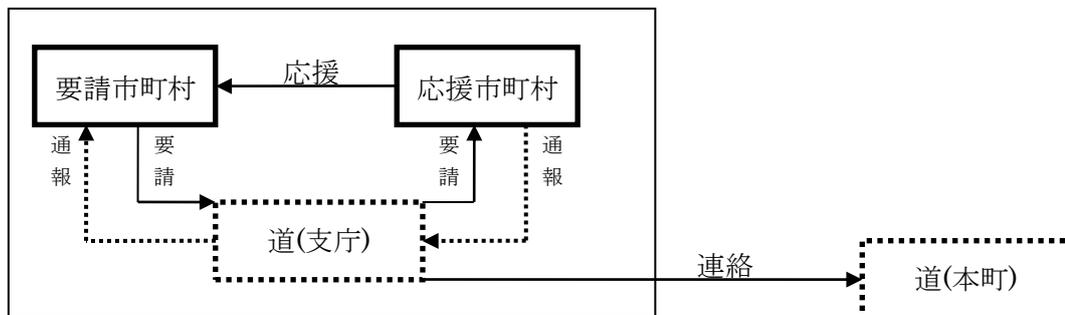
北海道町村会長 寺島 光一郎

別表第2

連絡系統図

第1要請（同一支庁の市町村への要請）

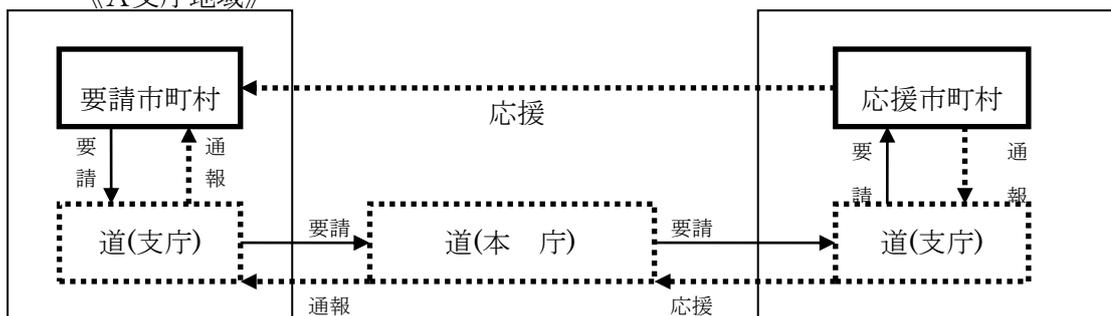
《A支庁地域》



(注)支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に支庁にその旨連絡するものとする。

第2要請（他支庁の市町村への要請）

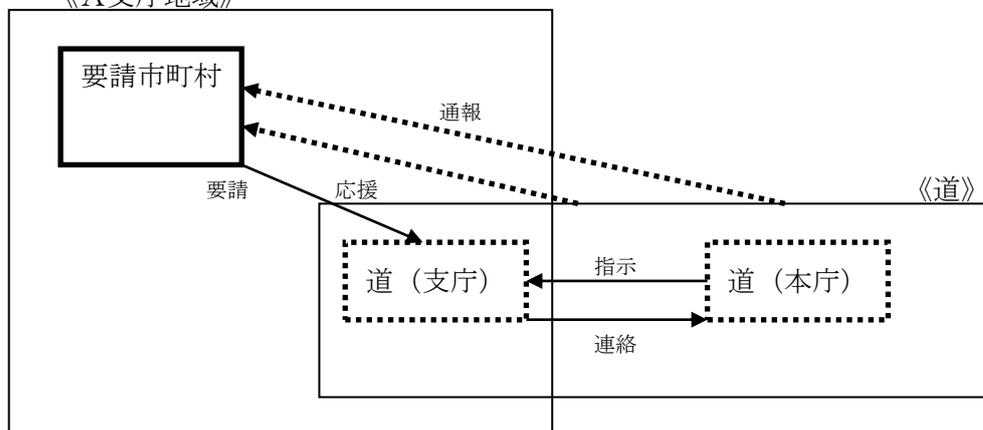
《A支庁地域》



(注) 支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、支庁にその旨連絡するものとする。

第3要請（道への要請）

《A支庁地域》



協定9 北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ(北海道開発局)

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

北海道開発局長(以下「甲」という。)と、羅臼町長(以下「乙」という。)は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

(目的)

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応(以下「応援」という。)を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この申し合わせにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申し合わせにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管轄する甲の機関である開発建設部をいう。

(応援の要請)

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

(応援の実施)

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(応援の内容)

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備(資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等)
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

(費用負担)

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月28日から適用するものとする。

平成22年5月28日

甲 北海道開発局長

乙 羅臼町長

**協定10 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書
(北海道コカ・コーラボトリング株式会社)**

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(連絡先)

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

(甲の連絡先の表示)

名 称	電話番号
羅臼町役場 総務企画財政課（夜間・休日）	0153-87-2111

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
中標津販売課（代表）	0153-72-2976
中標津販売課（衛星携帯）	090-6690-0863
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年10月13日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町

羅臼町長 脇 紀美夫

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 角 野 中 原

協定 1 1 災害等の発生時における羅臼町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定（北海道エルピーガス災害対策協議会）

災害等の発生時における網走市と北海道エルピーガス
災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

羅臼町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、羅臼町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、

緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害対策本部会議等への参加)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する羅臼町災害対策本部及び、羅臼町国民保護対策本部会議にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第6条 乙は、甲の要請により応急復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正、な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(有効期間)

第12 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年11月24日

甲 根室管内羅臼町栄町100番地83

羅臼町長

町長 脇 紀美夫

乙 根室市弥生町1丁目60番地

北海道エルピーガス災害対策協議会

現地本部長 中川 元之

協定 1 2 羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書

羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と羅臼建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、応急活動の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1 条 この協定は、災害時において、羅臼町地域防災計画に基づき、羅臼町内において発生した災害・事故等における災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2 条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 協力実施体制の構築・共有
- （2） 資機材保有状況の報告
- （3） 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （4） 災害応急対策に係る業務対応
- （5） その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3 条 甲及び乙は、第2 条第1 項第1 号に基づき、それぞれ災害時における協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。

その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むことができる。

2 乙は、第2 条第1 項第2 号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。（別紙様式1）

3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9 条に基づき更新となった場合は、その年の4 月末までに行なうものとする。

ただし、情報連絡網及び協力体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(協力の要請)

第4条 甲は、羅臼町に災害は発生し、甲のみでは十分な応急活動の実施が出来ないときは、乙に対して応急活動の協力を要請することができるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は要請（災害の状況、場所、活動内容、必要な人員、資機材等）を乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定の基づく応急活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する価格については、災害発生前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(車両の表示)

第7条 甲は、必要に応じて災害対策基本法第76条に定める緊急輸送車両として必要な標章及び緊急通行車両確認証明書の交付手続を行うものとし、乙の緊急車両に備え付けるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な細部及びこの協定に定めのない事項については双方協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了の前に甲乙双方からの文書による通知をしない限り、引き続きその効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 目梨郡羅臼町船見町68番地
羅臼町建設業協会 会長 尾田 保

協定 13 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書(釧根地方石油業協同組合)

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と釧根地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに市町村等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 災害時等において、甲は、乙（及び乙の組合員（以下「乙等」という。））に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先供給
- (3) 乙等が取り扱う物資（第 1 号及び第 2 号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第 1 号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第 2 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(報告手続)

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」(別記第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用(以下「費用」という。)については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和38年12月25日条例第56号)」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月18日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 脇 紀美夫

乙 釧根地方石油業協同組合

理事長 四十物 祐吉

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第1号様式)

月 日

年

石油類燃料の供給等要請書

釧根地方石油業協同組合 理事長 様

羅臼町長 脇 紀美夫

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第1条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び供給を要請する事由	
供給を必要とする場所又は地域	
供給を必要とする品目及び数量	
供給を必要とする車両又は施設	
〔協定第1条第1項第4号から第6号までの救援〕	
その他参考となる事項	
連絡先	羅臼町 担当者 職氏名 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第2号様式)

月 日

年

救 援 実 施 報 告 書

羅臼町長 脇 紀美夫 様

釧根地方石油業協同組合 理事長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

救援を行った事業者	
石油類燃料の供給等 要請書の文書番号	
供給日時及び供給場所	
供給品目及び供給数量	
供給に係る費用の見込み	
協定第1条第1項第4号 から第6号までの救援	
そ の 他	
連 絡 先	釧根地方石油業協同組合 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

協定 1 4 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
(北海道エネルギー株式会社根室販売支店羅臼 S S)

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と北海道エネルギー株式会社根室販売支店羅臼 S S（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに市町村等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 災害時等において、甲は、乙に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先供給
- (3) 乙が取り扱う物資（第 1 号及び第 2 号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第 1 号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第 2 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(報告手続)

第3条 乙は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」(別記第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙が供給した石油類燃料等の対価及び乙が行った運搬の費用(以下「費用」という。)については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和38年12月25日条例第56号)」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年 2月18日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 協 紀美夫

乙 北海道エネルギー株式会社羅臼SS

所長 尾 村 朋 美

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第1号様式)

年 月 日

石油類燃料の供給等要請書

北海道エネルギー株式会社
根室販売支店羅臼SS 所長 様

羅臼町長 脇 紀美夫

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第1条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び供給を要請する事由	
供給を必要とする場所又は地域	
供給を必要とする品目及び数量	
供給を必要とする車両又は施設	
(協定第1条第1項第4号から第6号までの救援)	
その他参考となる事項	
連絡先	羅臼町 担当者 職氏名 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第2号様式)

年 月 日

救 援 実 施 報 告 書

羅臼町長 脇 紀美夫 様

北海道エネルギー株式会社
根室販売支店羅臼SS 所長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

救援を行った事業者	
石油類燃料の供給等 要請書の文書番号	
供給日時及び供給場所	
供給品目及び供給数量	
供給に係る費用の見込み	
〔協定第1条第1項第4号〕 〔から第6号までの救援〕	
そ の 他	
連 絡 先	北海道エネルギー株式会社 根室販売支店羅臼SS 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

協定 15 津波時における建築物の一時使用に関する協定書(ホテル峰の湯)

津波時における建築物の一時使用に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とホテル峰の湯（以下「乙」という。）は、津波発生時における住民の緊急避難に対応するため、建築物の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羅臼町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難施設として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として廊下等の共用部分とするが、状況により客室等も開放する。

2 本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第4条 乙は、増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲に通知する。

（一時使用の時期等）

第5条 本件施設の使用開始時期は、津波警報等が発表されたとき、津波襲来時で緊急避難が必要であるとき、又は津波警報あるいは注意報が発表されずとも、強い地震による揺れ、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたことにより、津波襲来のおそれがあると甲が判断したときとする。

2 施設使用の終了時期は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき
- (2) 甲の指示があったとき
- (3) 乙より退去の要請があったとき

3 住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、住民の退去を完了させる。

（要請）

第6条 前条第1項に基づき、住民を緊急に避難させる必要があるとき、甲は、乙に対し、住民の避難施設として一時使用を要請する。ただし、緊急の場合で、甲が要請する時間的余裕がないときは、住民からの要請があれば、乙の判断により本件施設を使用させる。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(費用負担)

第7条 この協定による本件施設の使用に係る料金は無料とする。ただし、使用期間が長期化した場合は、実費弁償を原則として甲乙が別途協議する。

(施設、備品の破損時等の対応)

第8条 本件施設が一時避難施設として使用された場合の本件施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(その他の協力)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 甲は、観光客等の外来者に対し、標識等により一時避難施設としての周知に努めるものとし、乙はこれに協力する。

3 乙は、甲または甲の地域住民等が実施する防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年2月19日

甲 羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 羅臼町湯の沢町7番地3
ホテル峰の湯
代表取締役 社長 大野 幹夫

協定 16 津波時における建築物の一時使用に関する協定書(らうす第一ホテル)

津波時における建築物の一時使用に関する協定書

羅臼町(以下「甲」という。)とらうす第一ホテル(以下「乙」という。)は、津波発生時における住民の緊急避難に対応するため、建築物の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、羅臼町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難施設として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(使用用途)

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

(一時避難施設の使用)

第3条 乙は、次に掲げる施設(以下「本件施設」という。)を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として廊下等の共用部分とするが、状況により客室等も開放する。

2 本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

(施設変更等の通知)

第4条 乙は、増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲に通知する。

(一時使用の時期等)

第5条 本件施設の使用開始時期は、津波警報等が発表されたとき、津波襲来時で緊急避難が必要であるとき、又は津波警報あるいは注意報が発表されずとも、強い地震による揺れ、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたことにより、津波襲来のおそれがあると甲が判断したときとする。

2 施設使用の終了時期は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき
- (2) 甲の指示があったとき
- (3) 乙より退去の要請があったとき

3 住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、住民の退去を完了させる。

(要請)

第6条 前条第1項に基づき、住民を緊急に避難させる必要があるとき、甲は、乙に対し、住民の避難施設として一時使用を要請する。ただし、緊急の場合で、甲が要請する時間的余裕がないときは、住民からの要請があれば、乙の判断により本件施設を使用させる。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(費用負担)

第7条 この協定による本件施設の使用に係る料金は無料とする。ただし、使用期間が長期化した場合は、実費弁償を原則として甲乙が別途協議する。

(施設、備品の破損時等の対応)

第8条 本件施設が一時避難施設として使用された場合の本件施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(その他の協力)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 甲は、観光客等の外来者に対し、標識等により一時避難施設としての周知に努めるものとし、乙はこれに協力する。

3 乙は、甲または甲の地域住民等が実施する防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年 2月19日

甲 羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 羅臼町湯の沢町1番地
らうす第一ホテル
代表取締役 社長 中川 正裕

**協定 17 大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書
(ホテル峰の湯)**

大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とホテル峰の湯（以下「乙」という。）は、大規模停電時における一時的な避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害その他事故等により羅臼町で大規模停電が発生した場合の一時的な避難措置として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として廊下等の共用部分とするが、状況により客室等も開放する。

2 本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第4条 乙は、増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲に通知する。

（一時使用の時期等）

第5条 本件施設の使用開始時期は、羅臼町で大規模停電が発生し、住家及びあらかじめ指定する避難所（以下「指定避難所」という。）では対応が困難なとき、町が住民に自主避難の呼びかけまたは避難勧告等を発令したときとする。

2 施設使用の終了時期は、次の各号の定めるところによる。

（1）指定避難所の電力が復旧し、使用可能となったとき。

（2）甲の指示があったとき

（3）乙より退去の要請があったとき

3 住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、住民の退去を完了させる。

（要請）

第6条 前条第1項に基づき、住民を緊急に避難させる必要があるとき、甲は、乙に対し、住民の避難施設として一時使用を要請する。

2 甲は、前項の要請を行おうとするときは、口頭で要請し、事後の文書で提出するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(費用負担)

第7条 この協定による本件施設の使用に係る料金は無料とする。ただし、使用期間が長期化した場合は、実費弁償を原則として甲乙が別途協議する。

(施設、備品の破損時等の対応)

第8条 本件施設が一時避難施設として使用された場合の本件施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(連絡責任者)

第10条 第2条の規定する要請及び受諾に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲 羅臼町役場総務課総務課長
- (2) 乙 ホテル峰の湯代表取締役社長

(その他の協力)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲または甲の地域住民等が実施する防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年2月19日

甲 羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 羅臼町湯の沢町7番地3
ホテル峰の湯
代表取締役 社長 大野 幹夫

**協定 18 大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書
(らうす第一ホテル)**

大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とらうす第一ホテル（以下「乙」という。）は、大規模停電時における一時的な避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害その他事故等により羅臼町で大規模停電が発生した場合の一時的な避難措置として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として廊下等の共用部分とするが、状況により客室等も開放する。

2 本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第4条 乙は、増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲に通知する。

（一時使用の時期等）

第5条 本件施設の使用開始時期は、羅臼町で大規模停電が発生し、住家及びあらかじめ指定する避難所（以下「指定避難所」という。）では対応が困難なとき、町が住民に自主避難の呼びかけまたは避難勧告等を発令したときとする。

2 施設使用の終了時期は、次の各号の定めるところによる。

(1) 指定避難所の電力が復旧し、使用可能となったとき。

(2) 甲の指示があったとき

(3) 乙より退去の要請があったとき

3 住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、住民の退去を完了させる。

（要請）

第6条 前条第1項に基づき、住民を緊急に避難させる必要があるとき、甲は、乙に対し、住民の避難施設として一時使用を要請する。

2 甲は、前項の要請を行おうとするときは、口頭で要請し、事後の文書で提出するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(費用負担)

第7条 この協定による本件施設の使用に係る料金は無料とする。ただし、使用期間が長期化した場合は、実費弁償を原則として甲乙が別途協議する。

(施設、備品の破損時等の対応)

第8条 本件施設が一時避難施設として使用された場合の本件施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(連絡責任者)

第10条 第2条の規定する要請及び受諾に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲 羅臼町役場総務課総務課長
- (2) 乙 らうす第一ホテル代表取締役社長

(その他の協力)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲または甲の地域住民等が実施する防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年2月19日

甲 羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 羅臼町湯の沢町1番地
らうす第一ホテル
代表取締役 社長 中川 正裕

協定 19 災害時の医療救護活動に関する協定書(社会医療法人孝仁会)

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、羅臼町（以下「甲」という。）と社会医療法人孝仁会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は羅臼町地域防災計画に基づき甲が実施する医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療班の要請）

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療班の編成を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から要請を受けた場合は、乙は医療班を編成するよう努力することとする。

3 乙が医療班を編成したときは、班員名簿（第1号様式）を取りまとめ、甲に可能な限り報告するものとする。

（医療班の業務）

第3条 医療班の業務は次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急措置及び医療
- （2）医療機関への収容及び転送の要否、転送順位の決定
- （3）被災者の死亡及び死体の検案
- （4）その他医療活動に関する業務

（指揮命令等）

第4条 甲は、医療班に係る指揮命令及び活動の連絡調整を乙の指名する職員を通じて行う。

（医療材料品等）

第5条 医療班の活動に要する医療材料品等については、原則として乙が調達するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(医療費等)

第6条 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

2 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療班の編成に要する経費は甲が負担するものとする。

(費用弁償の請求)

第8条 第7条第1項に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」(様式第2号)により、甲に請求するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めていない事項について又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年2月20日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本証2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月20日

甲 羅臼町長 脇 紀美夫

乙 社会医療法人孝仁会 知床らうす国民健康保険診療所

理事長 齋藤 孝次

協定20 北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定（北海道）

北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の設置する北海道総合行政情報ネットワークの設置、管理、運営及び経費負担について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲は、乙の所管する庁舎、施設内（以下「庁舎等」という。）に北海道総合行政情報ネットワークの通信設備（以下「通信設備」という。）を設置し、災害対策事務並びに行政事務に関する甲と乙との緊密な連携に資するものとする。

（施設の使用等）

第2条 乙は、通信設備の設置に要する庁舎等を甲に無償で使用させるものとする。

（通信設備の利用）

第3条 乙は、第1条の範囲内において、庁舎等に設置された通信設備を無償で使用する
ことができる。

2 乙の地域を管轄する消防組織が乙の電話交換機に内線で接続されている場合、当該消防組織は無償で通信設備を経由した通話を行うことができる。

（通信設備の管理）

第4条 乙は、通信設備の端末装置等を利用者として適切に管理するとともに、コンピュータウィルスの持ち込み防止など、通信設備の障害回避に努めるものとする。

2 甲は、通信設備を確実かつ安全に運用するため、必要なセキュリティ対策を講ずるほか、定期的に通信設備の点検を行うものとする。

3 前項の点検等の作業に際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 通信設備の維持管理に要する経費の負担は、次のとおりとする。

（1）甲が負担する経費

ア 通信設備の維持管理に要する経費

イ 機器の故障復旧に要する経費

ウ 甲の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ただし、ア及びイに係る経費のうち、乙の責めによるものの経費は、乙の負担とする。

(2) 乙が負担する経費

ア 通信設備に要する電気料金

イ 乙の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ウ 乙の庁舎と消防本部を接続する専用回線に係る回線使用料金

エ 通信設備の使用に要する消耗品費

(ア) 用紙及びトナーカートリッジ

(イ) 可搬型発動発電機のエンジンオイル、燃料、バッテリー補充液及びプラグ

(ウ) 一斉司令用自動録音装置の録音テープ及び乾電池

(3) 前2号以外の経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(設置場所の変更等)

第6条 乙は、庁舎の移転、改築等により通信設備の設置場所を変更しようとする場合、あらかじめ甲に協議するものとする。

2 北海道総合行政情報ネットワークが提供する機能の利用を目的として、通信設備に乙が整備した通信設備を接続（拡張接続という。）しようとする場合は、あらかじめ甲に申請するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の1ヶ月前に甲又は乙から特段の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間、なおその効力があるものとし、以後、同様とする。

(協定に定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年4月1日

甲 北海道
北海道知事 高橋はるみ
乙 羅臼町
羅臼町長 脇 紀美夫

協定 2 1 根室管内 5 市町防災基本協定

根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町 根室管内 5 市町防災基本協定

根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「提携市町」という。）は、防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、提携市町が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携市町民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第 2 条 提携市町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実に図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し、若しくは相互に協力するものとする。

- （1）地域防災計画その他各提携市町が作成または取得した防災に関する資料及び情報の提供
- （2）各提携市町が実施する防災訓練への協力参加
- （3）各種通信手段による情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- （4）提携市町の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- （5）災害時における役場機能維持や医療体制など広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- （6）その他この協定の目的達成のため有効な事業

（防災計画等作成に係る広域的な協力）

第 3 条 提携市町においては、前条第 5 号の調査研究に基づき、市町の境界を越えた広域避難等を想定して各種計画等を作成することができるものとする。

（災害時における相互応援）

第 4 条 提携市町において災害が発生し、災害を受けた市町（以下、「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市町に対して応援を要請することができるものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 人的応援
 - ア 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - イ ボランティアのあっ旋
- (2) 資機材及び生活必需品等の提供
 - ア 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
 - イ 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品などの物資及び資機材の提供又はあっ旋
 - ウ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- (3) 代替事務所、避難所等の提供
 - ア 被害市町における災害対策本部機能の維持等を目的とした施設の提供
 - イ 被災者の避難のための敷地、施設等の提供
- (4) その他
 - ア 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第6条 被災市町が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」別表第2第1要請の定めにより、原則として根室振興局を經由し応援を行う市町(以下、「応援市町」という。)に対して文書または口頭により要請するものとする。

なお、口頭による要請を行った場合には、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名および数量
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、具体的な応援内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 第5条第1号により、応援のため派遣された職員は、原則として被災市町の市長または町長の指揮下に活動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費負担については、原則として「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるところによる。

2 前項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町と応援市町とが協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第9条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第10条 提携市町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書6通を作成し、各市町長及び立会人が署名の上、各1通を保有する。

羅臼町地域防災計画【資料編】

平成25年8月23日

根室市長

長谷川 俊輔

別海町長

水沼 猛

中標津町長

小林 実

標津町長

金澤 瑛

羅臼町長

脇 紀美夫

(立会人)

北海道根室振興局長

千葉 均

協定 2 2 災害発生時における羅臼町と羅臼町内郵便局の協力に関する協定（羅臼町内郵便局）

災害発生時における羅臼町と羅臼町内郵便局の協力に関する協定

北海道目梨郡羅臼町（以下「甲」という。）と羅臼町郵便局（以下「乙」という。）は、羅臼町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、羅臼町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者が同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 羅臼町 羅臼町長

乙 羅臼郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 住所 目梨郡羅臼町栄町100-83

羅臼町

代表 羅臼町長 脇 紀美夫

乙 住所 目梨郡羅臼町富士見町32

羅臼町内郵便局

代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐藤 恭市

協定 23 災害発生時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書 (有限会社M&Y)

災害時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、羅臼町（以下「甲」という。）が、有限会社M&Y（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、羅臼町内で大規模な災害が発生した場合において、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、傷病又は障がい等の事由により、その他の避難所での日常生活に支障をきたす、又はその恐れがあるため、避難所生活に合理的配慮を必要とする者及びその介護者を受け入れる避難所とする。

(施設使用の要請)

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要支援者が二次的に避難するために開設される福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。この場合、乙は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

(該当施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表1のとおりとする。

(要支援者の受け入れ)

第4条 第2条による甲の要請は、羅臼町災害対策本部条例（昭和38年3月1日条例第22号）第1条の規定による羅臼町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 要支援者の受入れについては、災害対策本部から当該施設に対して要請し、受入れの可否を回答する。

4 要支援者の移送については、原則、甲が行うものとする。ただし、受け入れる場合においては、乙は可能な範囲で自施設への移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要支援者を介助する者は、当該要支援者とともに前条の施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(避難所の運営)

第5条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

- 2 甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
- 3 甲は、乙が要支援者を適切に介護できるよう、保健医療福祉関係の資格を有する者又はボランティア等の人材の確保に努めるものとする。
- 4 乙は、自施設の職員及び前項に規定する人員等により、要支援者の介護及び生活に必要な援助を行なうものとする。
- 5 福祉避難所における要支援者に対する必要な食品の給与及び被服、寝具及びその他生活物資等の給与又は貸与については、甲が、乙に対し、生活物資等を供給するものとする。
- 6 備蓄物資の保管及び日常生活用品、医療関係物資等の調達に関する取扱いについては別途協議する。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

- 2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員を配置するものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、甲の企画する防災訓練への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(福祉避難所間の連携)

羅臼町地域防災計画【資料編】

第14条 大規模災害により、乙の施設の一部又は全部が損壊し、福祉避難所の開設のみならず施設運営そのものが困難な場合における入所者の安全の確保に関する福祉避難所間の連携については、別途協議する。

(雑則)

第15条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

別表1 (第3条関係)

施設名	所在地
グループホーム羅臼しおさい	目梨郡羅臼町湯ノ沢町14番5
小規模多機能の家しおかぜ	目梨郡羅臼町共栄町17番地1
ちゅうりっぷ保育園	目梨郡羅臼町栄町63番地11

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年10月27日

甲 羅臼町
羅臼町長 脇 紀 美 夫

乙 有限会社 M&Y
代表取締役 走 上 好 秋

**協定 2 4 災害発生時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書
(社会福祉法人 優秋会)**

災害時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、羅臼町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人優秋会（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、羅臼町内で大規模な災害が発生した場合において、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、傷病又は障がい等の事由により、その他の避難所での日常生活に支障をきたす、又はその恐れがあるため、避難所生活に合理的配慮を必要とする者及びその介護者を受け入れる避難所とする。

(施設使用の要請)

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要支援者が二次的に避難するために開設される福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。この場合、乙は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

(該当施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表1のとおりとする。

(要支援者の受け入れ)

第4条 第2条による甲の要請は、羅臼町災害対策本部条例（昭和38年3月1日条例第22号）第1条の規定による羅臼町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 要支援者の受入れについては、災害対策本部から当該施設に対して要請し、受入れの可否を回答する。

4 要支援者の移送については、原則、甲が行うものとする。ただし、受け入れる場合においては、乙は可能な範囲で自施設への移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要支援者を介助する者は、当該要支援者ととも前条の施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(避難所の運営)

第5条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

- 2 甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
- 3 甲は、乙が要支援者を適切に介護できるよう、保健医療福祉関係の資格を有する者又はボランティア等の人材の確保に努めるものとする。
- 4 乙は、自施設の職員及び前項に規定する人員等により、要支援者の介護及び生活に必要な援助を行なうものとする。
- 5 福祉避難所における要支援者に対する必要な食品の給与及び被服、寝具及びその他生活物資等の給与又は貸与については、甲が、乙に対し、生活物資等を供給するものとする。
- 6 備蓄物資の保管及び日常生活用品、医療関係物資等の調達に関する取扱いについては別途協議する。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

- 2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員を配置するものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、甲の企画する防災訓練への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(福祉避難所間の連携)

羅臼町地域防災計画【資料編】

第14条 大規模災害により、乙の施設の一部又は全部が損壊し、福祉避難所の開設のみならず施設運営そのものが困難な場合における入所者の安全の確保に関する福祉避難所間の連携については、別途協議する。

(雑則)

第15条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

別表1 (第3条関係)

施設名	所在地
地域密着型小規模特別養護老人ホーム ふくろうの郷	目梨郡羅臼町栄町100番地60

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年10月27日

甲 羅臼町
羅臼町長 脇 紀 美 夫

乙 社会福祉法人 優秋会
理事長 走 上 好 秋

協定 25 緊急時における輸送業務に関する協定書（釧根地区トラック協会中標津支部）

緊急時における輸送業務に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と一般社団法人釧根地区トラック協会中標津支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の大規模災害時のとき又は災害のおそれがある場合（以下「緊急時」という。）における物資の輸送業務について、次のとおり協定を締結する。

（輸送の要請）

第1条 甲は、乙に対し、緊急時における物資の輸送業務を要請する場合は、緊急輸送業務要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）甲の輸送業務に協力させるものとする。

（報告手続）

第3条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、甲に対して緊急輸送業務実施報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が第1条の要請に基づく輸送業務を行なったときは、その輸送業務に要した経費を負担するものとする。なお、輸送業務に要した経費は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（損害賠償及び紛争解決）

第6条 指定運送事業者は、物資の輸送業務中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(災害補償)

第7条 物資の輸送業務中の従事者の責に帰することができない理由により、該当従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年11月12日

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

甲

羅臼町長 脇 紀美夫

北海道野付郡別海町中春別東町30番地

乙 一般社団法人釧根地区トラック協会中標津支部

支部長

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

緊急輸送業務要請書

(一社) 釧根地区トラック協会 中標津支部 様

羅臼町長

緊急時における輸送業務に関する協定第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害時の状況及び応援を要請する事由	
応援を必要とする機関及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
必要とする自動車の車種ごとの数及び人員	
物資の積み込み場所及び輸送先	
その他参考なる事項	
連絡先	羅臼町役場 担当者 職 氏名 _____ 電話番号 _____ F A X _____ メールアドレス _____

(別記第2号様式)

平成 年 月 日

緊急輸送業務実施報告書

羅臼町長

様

(一社) 釧根地区トラック協会 中標津支部長

緊急時における輸送業務に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

緊急輸送を行った事業者	
輸送に従事した車両の車種ごとの数及び車両番号並びに人員	
走行距離	
輸送期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
物資の積込み場所及び輸送先	
その他	
連絡先	トラック協会 担当者 職 _____ 氏名 _____ 中標津支部 電話番号 _____ F A X _____ メールアドレス _____

協定26 災害時協力協定書（北海道電気保安協会）

災害時協力協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羅臼町内において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、羅臼町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害、大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設（甲が避難場所として指定した民間施設等を含む。）の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設（甲が避難場所として指定した民間施設等を含む。）の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げ事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(実施報告)

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年11月27日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
財団法人 北海道電気保安協会
理事長 大 内 全